（その３）

請　　　　　求　　　　　書

（ポスターの作成）

　　いちき串木野市議会議員又はいちき串木野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動ポスターの作成の公営に関する条例第13条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

　　　　令和　　年　　月　　日

　　　いちき串木野市長　殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

記

１　請求金額　　　　　　　　　　　　　円

２　内　　訳　　　　別紙請求内訳書のとおり

３　選挙の名称　　　令和７年１１月９日執行　いちき串木野市議会議員選挙

４　候補者の氏名

５　振込先　銀行名（支店の場合は支店名も）、口座名（普通、当座の別）及び口座番号

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 銀行  金庫  組合 |  | 本店  支店  本所  支所 | 口座種目 | 普通・当座 | 口座番号 |  |
| ふりがな |  | | |
| 口座名義 |  | | |

備考

　１　この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

　２　候補者が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物を没収された場合には、いちき串木野市に支払を請求することはできません。

　３　契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。